２　前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。
一　工事の工程
二　前号の工程における放射線管理（改造又は修理の工事に関するものに限る。）
三　第九条第一項の施設管理の重要度が高い系統、設備又は機器
四　前項第十号の特別の理由があるときにあつては、その理由を記載した書類
３　第一項の申請書又は前項各号に掲げる事項を説明する書類の内容に変更があつた場合には、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出しなければならない。
４　第一項の申請書及び前項の書類の提出部数は、正本一通とする。
（使用前確認を要しない場合）
第三条の四　法第二十八条第三項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。
一　原子炉本体を試験のために使用する場合であつて、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。
二　前号に規定する場合以外の試験研究用等原子炉施設を試験のために使用する場合
三　試験研究用等原子炉施設の一部が完成した場合であつて、その完成した部分を使用しなければならない特別の理由がある場合（前二号に掲げる場合を除く。）において、その使用の期間及び方法について原子力規制委員会の承認を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用するとき。
四　試験研究用等原子炉施設の設置の場所の状況又は工事の内容により、原子力規制委員会が支障がないと認めて使用前確認を受けないで使用することができる旨を指示した場合
五　試験研究用等原子炉施設の変更の工事であつて、第三条第一項第三号に掲げる事項の変更を伴う工事以外の工事の場合

［条を削る。］

（使用前確認証）
第三条の六　原子力規制委員会は、原子力規制検査により、第三条の三の規定による申請に係る試験研究用等原子炉施設が法第二十八条第二項各号のいずれにも適合していることについて確認をしたときは、使用前確認証を交付する。
（廃止措置中の試験研究用等原子炉施設の維持）
第三条の七　法第二十八条の二ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、廃止措置対象施設に第十六条の五の二第十一号の性能維持施設が存在する場合とする。この場合において、法第二十八条の二本文の規定は、同号の性能維持施設に限り、適用されるものとする。

［項を加える。］

２　前項の申請書に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。
３　第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。
（使用前検査の実施）
第三条の四　使用前検査は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるときに行う。
一　燃料体、制御材、減速材、反射材、放射線遮蔽材又は特に気密若しくは水密を要する材料若しくは部品に関する事項　質量分析試験、化学分析試験若しくは分光分析試験、非破壊試験、機械試験、耐圧試験又は漏えい試験を行うときその他の原子力規制委員会が適当と認めるとき。
二　原子炉本体又は原子炉冷却系統施設の組立てに関する事項　それぞれの施設の主要な部分の寸法の測定ができるとき又は洗浄試験を行うとき。
三　核燃料物質の取扱施設若しくは貯蔵施設又は放射性廃棄物の廃棄施設の組立てに関する事項　それぞれの施設の主要な部分の寸法の測定ができるとき。
四　計測制御系統施設、放射線管理施設、原子炉格納施設又はその他の試験研究用等原子炉の附属施設の組立てに関する事項　それぞれの施設が完成したとき。
五　試験研究用等原子炉施設の性能に関する事項　試験研究用等原子炉が臨界に達するとき、熱出力が最大使用熱出力に達するときその他の原子力規制委員会が適当と認めるとき。
（使用前検査実施要領書）
第三条の四の二　原子力規制委員会は、第三条の三第一項の申請書の提出を受けた場合には、前条各号に掲げる事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。
（使用前検査合格証）
第三条の六　原子力規制委員会は、使用前検査を行い、合格と認めたときは、使用前検査合格証を交付する。
（溶接検査を受ける試験研究用等原子炉施設）
第三条の七　法第二十八条の二第一項の原子力規制委員会規則で定める試験研究用等原子炉施設は、次の各号に掲げるとおりとする。
一　原子炉本体又は原子炉格納施設に属する容器
二　原子炉冷却系統施設（蒸気タービン及びその附属設備を除く。以下この条において同じ。）、計測制御系統施設、放射線管理施設又は第一条の三第一項第二号ヌに規定する試験研究用等原子炉の附属施設（非常用電源設備を除く。以下「主要実験設備等」という。）に属する容器であつて非常時に安全装置として使用されるもの
三　原子炉本体に属する容器又は原子炉格納容器に取り付けられる管のうち、それが取り付けられる当該容器から最も近い止め弁までの部分